

いやあ、よくぞ無罪判決を出したものだ。

検察はセオリーどおり九九%の有罪を確信していたと思う。

弁護人の主張をあれほどすなおに認め、検察主張をことごとく退けたとは、相当に勇気ある裁判長だ。(平成十年頃 御審の裁判官だった証人を七名も調べたのは、汚職事件のセオリーどおり有罪を出す為に、納得のゆくようにいねいに審理をしていると思つたら全く逆だった。

(検察も逆であることに気づいていなかった)

このような、弁護人の無罪主張はこれまで何回となく法廷でなされてきたが、裁判所がこの程度の主張に耳を傾けてくれることはなかつた。

一人の証人調べもしなかつた私の国家賠償裁判もこのような裁判長なら認めてくれる事、確実である。

◇ ◇

有罪か無罪か？ 判決なんぞいかようにでも裁判長のサジかげんひとつで書ける。

「疑わしきは被告人の利益に！」(推定無罪)が刑事裁判の大原則である。

検察官が被告人の有罪を証明できない限り被告人は無罪とされる。(フランス革命の人権宣言に由来する)

これが刑事訴訟法三三六条に記載されているが、日本の刑事裁判の現実には「疑わしきは被告人の不利に」といふ事がまかりとおり、検察が起訴した以上九

弁護士日記

よくぞ出た、市長の推定無罪判決

美和 勇夫

か市長かどちらかがウソをついているわけだが、判決は「業者のいうことはウソである」と言い切っているわけではない。

「市中長かどちらかがウソをついているわけだが、判決は「業者のいうことはウソである」と言い切っているわけではない。」

よつて「市中長が現金を受け取つたと認めるには合理的な疑いが残るから、犯罪の証明ができていないというべきで無罪とする」となつた。

推定無罪判決

美和 勇夫

九%が有罪とされてきた。従つて今回の判決は

全く破格であり、控訴

されれば保守的な高裁でどう判断するかはわかつたものではない。

結局、業者(中林) 成二十五年四月二日、一〇

「市中証言は、ドリンクバ」から知人が取つてきた飲みものがなんであつたかおぼえておらず、説明の臨場感に欠けている」

「賄賂であるという認識で現金を渡すのだから、非日常的な行為として前後の状況は強く覚えていなければならぬのに、カネを渡した事だけはよく覚えていて、いふのは納得できない」

「詐欺事件の調べで、市長事件を述べれば自分の捜査の進展をくいとめられると考へたことはありうる」

「市中証言は、ドリンクバ」から知人が取つてきた飲みものがなんであつたかおぼえておらず、説明の臨場感に欠けている」

しかし市長が特定の業者に肩入れし、五回も会食を重ね、市立小中学校に業者の浄水プラントを設置しようとしたことは事実である。捜査の参考人として取調をうけていた美濃加茂市役所の課長が自殺したことも、真実はいづくにありや？のヤミの中で、今ひとつの疑問が残る事件である。